

## 奈良県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字折立一〇一の二、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一五六、二九九の一、三〇〇、三〇七、三〇八の一、三〇八の二、三〇九の一、三一七

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字折立一〇一の二、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一五六、二九九の一、三〇〇、三〇七、三〇八の一、三〇八の二、三〇九の一・三一七（以上の二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部森林整備課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）